

【コンヴォ関係】

採択一九九九年六月一〇日（安保理第四〇二回  
会合）

## 安全保障理事会は、

国際連合憲章の目的及び原則並びに国際の平和と安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任に留意し、

同理事会の一九九八年三月三一日の決議一二六〇（一九九八年九月三日の決議一二九九（一九九八））、一九九八年一〇月二十四日の決議二〇三（一九九八）及び一九九九年五月一四日の決議二三九（一九九九）を想起し、

これらの決議の条件が十分に遵守されていないことを遺憾として、

ユーゴースラヴィア連邦共和国コソボの重大な人道状況を解決すること、及びすべての難民及び避難民が安全かつ自由に帰還できるよう措置をとることを決意し、

コソボ住民に対するあらゆる暴力行為及びすべての当事者によるすべてのテロリスト行為を非難し、

コソボで生じた人道的悲劇に対して懸念を表明した一九九九年四月九日の事務総長の声明を想起し、

すべての難民及び避難民の安全を保護の権利を再確認し、

旧ユーゴースラヴィア国際裁判所の管轄権及び任務を想起し、

一九九九年五月六日に採択されたコンヴォ危機の政治解決に関する一般原則（S/一九九九/五一六、本決議の附属書二）を歓迎し、また、一九九九年六月二日にペオグラードで提示された文書（S/一九九九/六四九、本決議の附属書二）の第一項から九項に規定された原則をユーゴースラヴィア連邦共和国が受諾したこと及び同文書にユーゴースラヴィア連邦共和国が同意したことと歓迎し、

ヘルシンキ最終議定書及び附属書二に定められたユーゴースラヴィア連邦共和国及びこの地域の他の諸國の主権と領土保全に対するすべての加盟国との誓約を再確認し、



これまでの決議に示されたコソボの範囲の自治及び実質的な行政の要求を再確認し、この地域の事態が引き続き国際の平和と安全に対する脅威を構成するとの認定し、国際的な要員の安全及びすべての関係当事者がこの決議に基づく責任を果すことを確保することを決意し、かつこれらの目的のために国際連合憲章第七章に基づいて行動し、コソボ危機の政治解決は附属書二に掲げる一般原則並びに附属書二でさらに詳述された原則及びその他の条件を基礎とすることを決定することを決定する。

二 第一項の要求に従い、コソボ危機の政治的解決は附属書二の第六項に定めるものに附屬書二でさらに詳述された原則及びその他の条件を基礎とすることを決定する。

三 特に、ユーゴースラヴィア連邦共和国が、コソボにおける暴力や強圧への即時かつ検証可能な形で停止すること、並びにコソボへの国際治安部隊の配置を可能とし、並びにその他の条件をユーゴースラヴィア連邦共和国が承諾したことを歓迎し、その迅速な実現に対するユーロースラヴィア連邦共和国の全面的な協力を要求する。

四 撤退後、附属書二に従った活動を実施するため、合意された数のユーゴースラヴィア及びセルビアの軍並びに警察要員のコソボへの帰還が認められるることを確認する。

五 国際連合の下で、必要とされる適切な装備及び要員による国際文民部隊並びに治安部隊をコソボに展開することを決定し、かかる部隊の配置へのユーゴースラヴィア連邦共和国の同意を歓迎する。

六 部隊総長に対し、安全保障理事会との協議の上、国際文民部隊の配置を統制する特別代表を任命するよう要請し、さらに事務総長に対し、国際文民部隊及び治安部隊の双方が同一の目標に向かって相互に支援合意ながら活動することを確保するため、国際治安部隊及び治安部隊を迅速かつ早期にコソボに展開する必要性を確認し、その展開に全面的に協力することを要請する。

九 よう関係当事者に要求する。コソボに展開され活動する国際治安部隊の責任には、次のもののが含まれることを決定する。

(a) 新たな敵対行為を抑止し、停戦を維持し、さらに必要な場合にこれを強制し、並びに附属書二の第六項に定めるものを除くほか、連邦及び共和国の軍、警察並びに準軍事組織の撤退を確保し、かつそれらのコソボへの帰還を防止する。

(b) 第一五項の要求に従い、コソボ危機解除軍(KLA)その他のコソボ・アルバニア武装集団を武装解除すること。

(c) 脱民及び避難民が安全に帰還でき、国際文民部隊が活動することができる、暫定行政の確立が可能となり、かつ人道援助を提供できるような安全な環境を確立すること。

(d) 国際文民部隊が公的資金と秩序を保つ任務を遂行できるようになるまで、公的資金と秩序を確保すること。

(e) 國際文民部隊の監督の任務を継ぐこと。

(f) 國際文民部隊の活動を通じて、現地のコソボ社会の機構への機関の移譲を監視すること。

(g) 國際文民部隊の活動を通じて、現地の國民が通常の生活を営むこと。

(h) 國際文民部隊それ自身、国際文民部隊及びその他の国際組織の保護並びに移動の自由を確保すること。

(i) 國際文民部隊に対し、關係国際組織の支援を得て、コソボの住民がユーゴースラヴィア連邦共和国内に広範囲の自治権を享有することを可能にする。

(j) 國際文民部隊の主要な責任には、次のものが含まれることを決定する。

(a) 附屬書二及びランディエ合意(S-一九九九/六四八)を十分に考慮しながら、最終的な解決までの間コソボでの広範囲の自治及び自治政府の確立を促進すること。

(b) 必要な場所で、また必要な期間、基本的な文民行政の任務を行ふことを要請する。

一 附屬書二及びランディエ合意(S-一九九九/六四八)を遵守すること。

二 國際文民部隊の主要な責任には、次のものが含まれることを決定する。

(a) 附屬書二及びランディエ合意(S-一九九九/六四八)を遵守すること。

(b) 政治的解決がなされるまでの間、選挙の実施を含め、民主的な自治政府のための暫定機構の発展を組織し監視すること。

(c) このような機構が設置されるのを受けて、コソボの現地にはこれを強制し、並びに附属書二の第六項に定めるものに附屬書二でさらに詳述された原則及びその他の条件を基礎とする。

(d) 暫定機構その他の平和構築活動との統合を監視し支援しながら、その行政責任を移譲すること。

(e) ランディエ合意(S-一九九九/六四八)を考慮して、コソボの将来の地位を決定するための政治過程を促進すること。

(f) 最終段階で、コソボ暫定機構から政治的解決に基づいて設立される機構への機関の移譲を監視すること。

(g) 主要な社会基盤の再建等の経済復興を支援すること。

(h) 國際的な人道団体と調整して、人道的援助及び災害救援活動を支援すること。

(i) 現地の間コソボへの国際警察要員の展開を通じて、現地の警察要員の法と秩序を維持すること。

(j) 人権を保護促進すること。

(k) 國際文民部隊の活動を通じて、現地の難民及び避難民が妨害されることなくコソボに帰還することを確保すること。

(l) 國際文民部隊の活動を通じて、現地の難民及び避難民が安全な帰還を実現するため、人道援助物資を迅速かつ効率的に提供することをユーロースラヴィア連邦共和国が認め、さらに関国がそれらの組織と協力する必要性を強調する。

(m) 二調査された人道援助活動の必要性、並びに国際的な救援物資を迅速かつ効率的に提供することをユーロースラヴィア連邦共和国が認め、さらに関国がそれらの組織と協力する必要性を強調する。

(n) 三すべての加盟国及び国際組織は、財政及び経済的復興並びに難民及び避難民の安全な帰還を貢献するよう奨励し、この組織が妨害されることなくコソボに入城することをユーロースラヴィア連邦共和国が認め、さらに関国がそれらの組織と協力する必要性を強調する。

(o) 四国際治安部隊を含むすべての当事者に対し、旧ユーゴースラヴィア国際裁判所に全面的に協力するよう要求する。

(p) 五 KLAその他のコソボ・アルバニア武装集団に対し、直ちにすべての攻撃行為を停止し、事務総長特別代表と協議の上国際治安部隊の司令官が定める武装解除の条件に従うことを要求する。

六 決議一二六〇(一九九八)第八項に定める禁止事項が、国

際民間部隊及び治安部隊が使用する武器及び関連材には適用されないことを決定する。

一、政治主義、経済繁榮、安定及び地域的協力をいつそう促進するため、幅広い国際的な参加による南東欧安定協定の実施を含め、コソボ危機によって影響を受けたこの地域の経済発展及び安定への包括的な取組みを発展させる歐州連合その他の国際組織の下での作業を歓迎する。

二、この地域のすべての国が、本決議のあらゆる点を完全に実施するため全面的に協力するよう要求する。

三、国際民間部隊及び治安部隊が、当初二箇月の間設置され、その後は、安全部隊理事会が別段の決定を行わない限り存続することを決定する。

四、この地域に対する国際民間部隊及び治安部隊の報告を含め、本決議の実施状況に関して安全保険理事会に定期的に報告するよう要請する。第一回目の報告書は、本決議の採択から三〇日以内に提出されるものとする。

五、この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

附屬書一 一九九九年五月六日にテルブルク・センターで開催されたC-8外相会議の結論に関する議長声明

六、諸国外相は、コソボ危機の政治解決に関して、次の原則を採択した。

七、軍事及び准軍事組織のコソボからの撤退停止

八、警察及び准軍事組織のコソボからの撤退

九、国際連合によって承認及び採択され、共通目的の達成を保証することができる実効的な国際民間部隊及び治安部隊のコソボにおける暴力及び弾圧の即時かつ検証可能な形での停止

十、C-8における暴力及び弾圧の即時かつ検証可能な形での停止

十一、軍事及び准軍事組織のコソボからの撤退

十二、軍事組織のコソボからの撤退

十三、軍事組織のコソボからの撤退

十四、軍事組織のコソボからの撤退

十五、軍事組織のコソボからの撤退

十六、軍事組織のコソボからの撤退

十七、軍事組織のコソボからの撤退

十八、軍事組織のコソボからの撤退

十九、軍事組織のコソボからの撤退

二十、軍事組織のコソボからの撤退

二十一、軍事組織のコソボからの撤退

二十二、軍事組織のコソボからの撤退

定的な政治枠組み合意の達成に向けた政治過程

一、危機地域の経済発展及び安定のための包括的な取組み

二、附屬書二

コソボ危機の解決に向けて前進するため、次の原則について合意しなければならない。

一、コソボにおける暴力及び弾圧の即時かつ検証可能な形での停止

二、迅速な予定表に従つたすべての軍、警察及び准軍事組織のコソボからの検証可能な形での撤退

三、国際連合憲章第七章に基づいて決定される活動を行い、共通目的の達成を保証することができる実効的な国際民間部隊及び治安部隊の国際連合の下でのコソボでの展開

四、北大西洋条約機構の下で実質的な統一的な指揮及び統制の下で展開しなければならず、またコソボのすべての人々にとって安全な環境を確立し、すべての避難民及び難民の安全な帰還を促進する権限をもたなければならぬ

五、国際民間部隊の一部として、国際連合安全保険理事会によつて決定され、その下でコソボの人々がユーロースラヴィア連邦共和国内で広範な自治を享有できるようなコソボのための暫定行政機構の確立。この暫定行政機構は、当分の間行政を提

止して決定され、その下でコソボの人々がユーロースラヴィア連邦共和国内で広範な自治を享有できるようなコソボのための暫定行政機構の確立。この暫定行政機構は、当分の間行政を提

止を確保する民主的な暫定治權の発展を確立し監視する。撤退後、合意された人数のユーロースラヴィアとセルビアの要員が、次の任務を遂行するためコソボに再配置されることが認められる。

六、国際民間部隊及び治安部隊との連絡

七、地雷原の特定及び地雷の除去

八、セルビア人の歴史的重要地域における駐留の継続

九、主要な国境地帯における駐留の継続

十、すべての難民及び避難民の安全で自由な帰還及びコソボへの人道援助組織の妨害を受けることのない入城

十一、ランブイエ合意、ユーゴースラヴィア連邦共和国及びこの地域の他の諸國の主権及び領土保全の原則並びにKLAの武装解除を十分に考慮した。コソボへの庇護的な自治政府について規定する暫

除を十分に考慮したコソボの実質的な政治政府について規定する暫定的な政治枠組み合意の達成に向けた政治過程。解決を

する暫定的な政治枠組み合意の達成に向けた政治過程。解決を

